

2026 年塾・教育総合展 出展規約

出展契約、出展申込みの取り消し、契約の解除について

≫主催者は出展契約に関する全ての権利を有し、施設サイド、設営サイド、出展者との調整を含む全体的なイベント開催準備を行います。

出展申込みがあっても、主催者が適切でないと判断した場合、拒否する場合があります。

≫出展契約は主催者が出展申込書を受理した時点で締結されます。

≫出展者は本出展規定を理解、同意したうえで出展申込書を提出したものと見なします。

≫出展者は主催者が定める期日までに小間料金を全額入金しなければなりません。経理の都合上期日変更を希望の場合は、その旨を主催者に申し出てください。

≫主催者は申込者の入金確認ができない場合は、出展契約を解除する権利を有し、これをキャンセル扱いとすることができます。

≫出展者は前述した出展契約の締結及び小間料金の全額支払完了をもって搬入開始日から搬出終了日までの小間の使用权を有します。

≫出展申込締切日以降、申し込み小間数の一部または全てを取り消すことを申し出た場合は、出展者によるキャンセル扱いとなり、本項で定める規定に従ってキャンセル料を支払う義務を負うものとなります。

【2026 年 1 月 16 日（金）開催予定】

- ・2025 年 9 月 1 日（月）～ 9 月 30 日（火）にキャンセルの場合：出展料全額返金いたします。
- ・2025 年 10 月 1 日（水）～10 月 31 日（金）にキャンセルの場合：出展料の 30%をキャンセル料として申し受けます。
- ・2025 年 11 月 1 日（土）～11 月 30 日（日）にキャンセルの場合：出展料の 50%をキャンセル料として申し受けます。
- ・2025 年 12 月 1 日（月）以降のキャンセルの場合：出展料は全額返金いたしません。

※感染症蔓延により、会場所在地において緊急事態宣言が発出され、催事の開催が不可能となった場合は、全額ご返金いたします。

→裏面につづく

出展物の管理と保護

≫イベント会場内での出展物の保全については、主催者側で最善の保護・管理に努めますが、万一発生した火災・盗難、損傷その他の事故等についての損害負担、賠償等の責を負いかねます。

≫万一の事故に備え、必要に応じて出展物には保険を掛けることをお勧めします。

開催の変更・中止

≫主催者は天災その他不可抗力の原因によりイベントを中止若しくは会期を変更することがあります。

≫主催者はこれによって生じた出展者側の損害を補償しません。但し、イベントの開催を事前に中止した場合は、既納の小間料金の全額を返還します。

出展規約の変更

≫主催者はやむを得ない事情があるときは、この規定の一部を変更することがあります。この場合、出展者は変更後の新规定を遵守することとします。

全国学習塾協同組合
塾・教育総合展実行委員会
2025年6月末日現在